

【中学生以上向け】



愛媛県庁の記録を未来へ
「愛媛県公文書センター」が誕生します！

— 県民に開かれた記録の拠点 —



愛顔(えがお)あふれる

愛媛県

Ehime Prefecture



愛媛県公文書センターとは

- ◎愛媛県公文書センターは、県が行ってきた行政の仕事の過程で作成・取得された公文書を保存し、だれもが利用できるようにする施設です。
- ◎ここに保存されている公文書からは、
 - 県がどのような課題に向き合い、
 - どのような制度やルールを整え、
 - どのような政策や事業を行ってきたのかなどを読み取ることができます。



開設時期と設置場所

◎開設時期：令和8年4月1日

●一般利用開始は、令和8年5月1日からです。

◎設置場所：愛媛県庁本館1階(松山市)

●だれでも利用することができます。





公文書とは何か

◎公文書とは、**国や地方公共団体が、その仕事を行う中で作成・取得した公式な記録**のことです。

例えば…

- ★新しい制度や計画を検討・決定した記録
- ★道路や河川などの整備に関する記録
- ★災害や感染症などの危機に対応した記録



◎公文書は、過去の出来事を知るための資料であると同時に、**行政の対応を検証するための重要な記録**です。



公文書センターの役割

◎公文書センターには、主に3つの役割があります。



●「集める(収集)」

保存期間を終えた公文書の中から、**歴史的・行政的に重要なものを評価・選別し、受け入れます。**これを「移管(いかん)」と言います。

●「守る(保存)」

選ばれた公文書は、**温度や湿度が管理された専用の書庫で、恒久的に保存されます。**

●「活かす(利用)」

保存された公文書は、**整理・目録化され、調査・研究・学習などに利用することができます。**



公文書の収集～利用までの流れ

愛媛県(県庁や地方局など)



保存期間が満了した公文書

①

評価・選別

② 【集める】

「歴史公文書」に該当(移管)



愛媛県公文書センター



【守る】



③

③

廃棄



②

「歴史公文書」に該当しない(廃棄の是認)

「移管」

又は

「廃棄」

【活かす】

④

県民

閲覧
(VIEWING)



研究
(RESEARCH)



学習
(LEARNING)



活用
(UTILIZATION)



「歴史公文書」とは、歴史的・行政的価値を有し、永年保存すべき公文書のこと





公文書の活用

◎公文書センターに保存されている記録は、過去の出来事を知るためだけのものではなく、公文書を読むことで、次のようなことを考え、調べることができます。



①行政の対応や政策の背景を知る。

●結果だけではなく理由を知ることができます。

②社会やくらしの変化を読み取る。

●時代の変化を具体的に考えることができます。

③災害や危機への対応を学ぶ。

●現在や未来の備えにつながる視点が得られます。



保存されている公文書

藩政期～明治期の公文書は、愛媛県立図書館で利用できます。

◎利用できる年代の公文書

- 公文書センターの開設当初は、大正元年度(1912年度)から昭和27年度(1952年度)までの文書約3,500冊を利用することができます。
- これらは、大正期から戦後の復興期を含む時代に作成されたもので、現在の愛媛県の行政や社会の基礎が形づくられた過程を知ることができます。

◎今後について

- 昭和28年度以降の公文書についても、準備が整いしだい、順次評価・選別を行い、利用できる公文書は段階的に増えていく予定です。



実際の公文書を紹介

昭和4年の県庁本館の完成を記念して同年に開催された、愛媛県を紹介するための大きなイベントです。

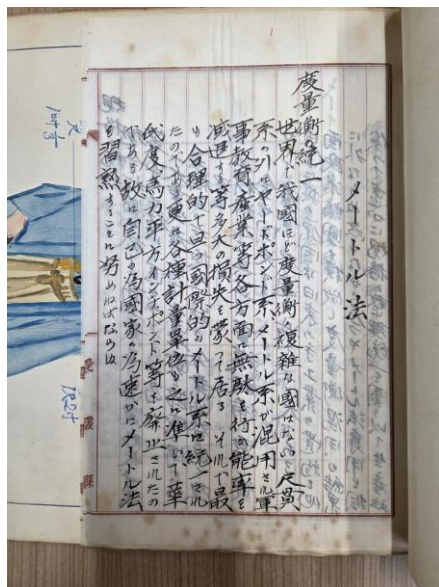
◎昭和4年(1929年)の「県勢展覧会」の記録より

★県会議員選挙有権者職業別

★度量衡(どりょうこう)の統一を呼びかける文書

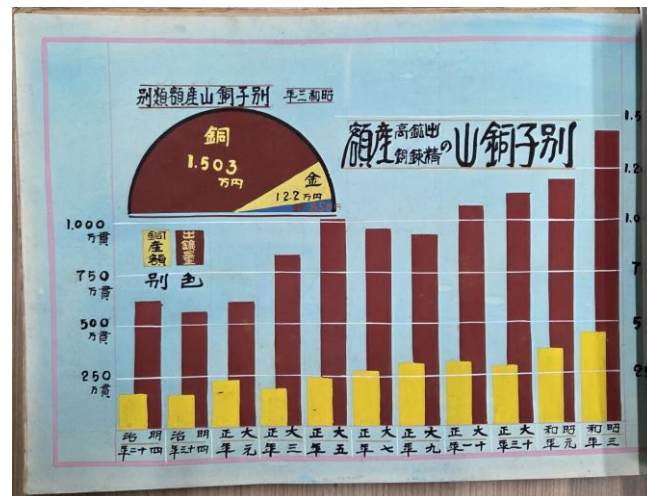


当時の県会議員選挙において、投票権を持っていた人々の職業構成をユーモラスに表した資料です。



「度量衡」とは、長さや重さなどを測る単位のことです。「尺」や「貫」という日本独自の単位から、世界標準の「メートル」や「キログラム」に移行するよう呼び掛けていた様子が分かります。

★別子銅山の出鋼高・精錬銅産額



愛媛の産業発展を支えた、新居浜市の別子銅山における銅の生産量や精錬量を示した資料です。資料からは、銅だけでなく金や銀も産出されていたことが分かります。



愛媛県公文書センターの施設と機能

閲覧スペース(約33.6㎡)



事務スペース(約54.3㎡)



作業スペース(約34.8㎡)



- 通路なども合わせた全体面積は、約158.3㎡です。
- バリアフリー法等に適合させるとともに、愛媛県産材を積極的に活用した内装の木質化を行いました。
- 公文書センターで管理する文書は、別に設置の専用書庫において、適切な空調管理のもとで恒久的に保存します！

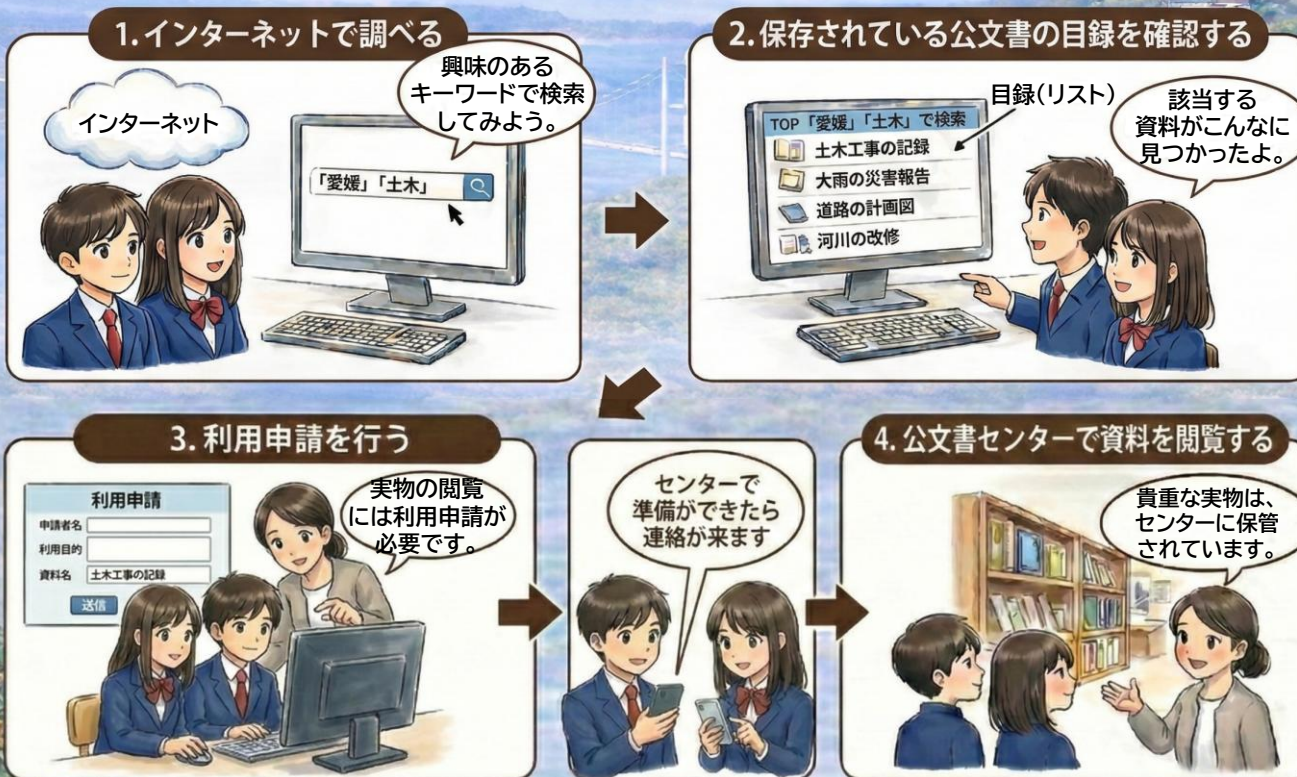




インターネットからの利用申請

インターネットで「[歴史的公文書検索システム](#)」を利用して、愛媛県公文書センターで保存している文書の目録(リスト)を、「いつでも」「どこでも」「誰でも」「自由に」見ることが可能です!

『歴史的公文書検索システム』で調べる —記録から読み解く、愛媛の過去—



こちらから検索
できます!

★注意★
システムは、
令和8年5月
1日から利用
できます。

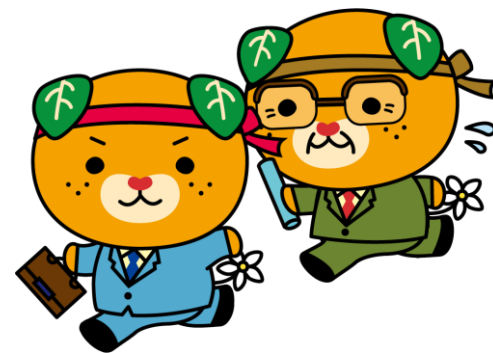


おわりにー公文書が持つ意味ー

◎公文書は、過去の出来事を知るための資料であるだけでなく、**社会や行政の対応を考えるための手がかり**となります。

◎愛媛県公文書センターは、

- 昔を知り
- 今を考え
- 未来につなぐ



そのような皆さんの学びを支えるとともに、**記録を未来へとつないでいきます。**

愛媛県公文書センターでお待ちしています！

交通案内



愛媛県公文書センター

住所：松山市一番町4-4-2
愛媛県庁本館1階

電話：089-912-XXXX

開館時間：午前9時～午後5時

休館日：土曜日、日曜日、祝日ほか
愛媛県庁の閉庁日

